令和８年３月１３日

課名	指導監査課
担当	日覚、田野口
内線	3261、3262
直通	086-226-7917

指定介護保険事業者に対する行政処分について

介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）の規定により、指定介護保険事業者に対し、次のとおり行政処分（指定の一部の効力の停止）を行いました。

記

１　事業者等の概要

（１）開設者の名称等　　株式会社Ｊ－Ｃｌａｓｓ（じぇいくらす）（代表取締役　副島（そえじま）　基嗣（もとつぐ））
（２）開設者の所在地　　岡山県苫田郡鏡野町奥津８４－６
（３）事業所の名称　　ヘルパーステーション　自由が丘
（４）事業所の所在地　　岡山県苫田郡鏡野町奥津川西２４４－２
（５）サービスの種類等　訪問介護（平成２７(2015)年１０月１日指定）

２　処分の通知日　　令和８(2026)年３月１３日（金）

３　処分の内容及び期間

（１）内　容　　指定の一部の効力の停止３月（介護報酬の請求上限７割）
（２）期　間　　令和８(2026)年４月１日から６月３０日まで

４　処分の原因となる事実

当該法人が運営する認知症対応型共同生活介護事業所に入居していた利用者２名について、訪問介護を利用していないにもかかわらず、同法人が運営する住宅型有料老人ホームに入居し、訪問介護を利用したものとして、法人代表者（当時）兼管理者の指示により、介護給付費を不正に請求し受領したもの

（１）不正請求の期間　　令和６(2024)年３月、５月、９月及び１０月
（２）不正請求の件数　　１７３件
（３）不正請求額　　５５０，３７０円（うち保険請求額４９５，３３３円）

５　処分の根拠となる法令の条項　法第７７条第１項第６号に該当

６　経済上の措置（報酬の返還）

当該法人が不正に請求し受領した介護給付費について、不正利得として法第２２条第３項の規定により、支払を行った保険者（鏡野町）が返還を求める。

なお、保険者には、加算金（４０％）を課すことが適当であることを助言した。

７　行政処分以外の対応

（１）上記６の介護給付費について、保険者の指示に従い速やかに返還するよう指導した。

（２）当該法人における、法令遵守に係る業務管理体制の整備及び運用が不十分であることが認められたため、法第１１５条の３４第１項の規定による改善勧告を行った。

８　当該法人が開設する他の介護保険事業に対する行政処分

本事案に関連し、当該法人が開設する次の介護保険事業について、指定権者である鏡野町が、本県の処分と同日付けで行政処分を行った。

（１）「グループホーム美湯（みゆ）の里」（平成２９(2017)年９月１日指定）

①所 在 地　　岡山県苫田郡鏡野町奥津８４－３
②サービスの種類　（介護予防）認知症対応型共同生活介護
③処分内容　　指定の一部の効力の停止６月（報酬請求上限７割）
④処分理由　　人格尊重義務違反（精神的・身体的虐待）及び不正請求（約２，３００万円）

（２）「美湯（みゆ）の里居宅介護支援事業所」（平成２７(2015)年２月１日指定）

①所 在 地　　岡山県苫田郡鏡野町奥津８４－６
②サービスの種類　居宅介護支援
③処分内容　　指定の一部の効力停止３月（報酬請求上限７割）
④処分理由　　運営基準違反及び不正請求（２．８万円）